

アコーディア・ゴルフ別紙１ 募集入会手続き要項

手 続

- 1. 必要書類の提出 本要項に記載の必要書類をご提出ください
- 2. 資格審査 書類審査を行います
- 3. 審査結果通知 入会申込者に連絡します（入会が承認された場合、請求書を郵送します）
- 4. 入会金の振込 入金確認後、会員資格が付与され、会員証書・バックタグが送付されます

※入会金のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。

入会金のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。

条 件

- 1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること。法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること
 - 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと
 - 3. 会社の審査において承認を得た後、別に定める入会金を会社所定の方法で納付すること
- ※お納めいただいた入会金の返還はいたしません。但し、相当な事由があると認められる場合には、その 一部を返還する場合があります。

必要書類

- ① 入会申込書（法人用または個人用） 申込人の記名・捺印も必要
 - ② 入会申込に伴う誓約書（会員募集に関する説明書） 要捺印
 - ③ 顔写真２枚 タテ４cm×ヨコ３cmのもの
 - ④ 預金口座振替依頼書 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印
 - ⑤ 個人入会の場合は住民票 ／ 法人入会の場合は商業登記簿謄本と登録者の住民票
- ※住民票、商業登記簿謄本は発行後３カ月以内のものを有効として扱います。

アコーディア・ゴルフ別紙２ 名義変更手続き要項

手 続

- 1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類（下記の必要書類①、②）をまとめてご提出ください
- 2. 資格審査 会社による書類審査を行います
- 3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します（承認の場合、名義変更料請求書を郵送）
- 4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与され、会員証書・バックタグが送付されます

※名義変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。

名義変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。

条 件

- 1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること。法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること
- 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと
- 3. 譲渡人に年会費未払い等の問題がないこと
- 4. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること
- 5. 会員権に対して差押または仮差押がされている場合、当該会員契約上の地位に係る申請は受理しない
- 6. 会員の権利は名義変更申請書が会社に受理されたときをもって譲受人に移転し、譲渡人は、会社及びクラブに対する一切の権利義務を失う

必要書類

① 譲受人（入会）必要書類

- ① 入会申込書（法人用または個人用）
- ② 譲渡通知書 会員権業者が使用（友人・知人への譲渡の場合は省略可能）
- ③ 名義変更申請書 譲渡人と連記
- ④ 顔写真２枚 タテ４cm×ヨコ３cmのもの
- ⑤ 預金口座振替依頼書 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印
- ⑥ 入会申込に伴う誓約ならびに推薦保証書
- ⑦ 資格審査票
- ⑧ 個人入会の場合は住民票 ／ 法人入会の場合は商業登記簿謄本

② 譲渡人（退会）必要書類

- ① 名義変更申請書 譲受人と連記
 - ② 会員証書 紛失の際は書類に紛失の☑マークを入れて頂く
 - ③ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ
- ※住民票、商業登記簿謄本、印鑑証明書は発行後３カ月以内のものを有効として扱います。

- ※譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。
- ※相続の場合は、別途『遺産分割協議書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図（法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類）が必要です。
- ※被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。
- ※親族間譲渡（二親等以内に限る）の事務手数料適用には、続柄を証する戸籍謄本が必要です。

アコーディア・ゴルフ別紙 3 登録者変更手続き要項

手 続

- 1. 必要書類の提出 本要項に記載の必要書類をご提出ください
 - 2. 資格審査 会社が書類審査を行います
 - 3. 審査結果通知 申請者宛に郵送します（承認の場合、変更料請求書を郵送）
 - 4. 登録者変更料の振込 入金確認後、登録完了となります
- ※変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。
- 変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。

条 件

- 1. 会員たる法人の役員または従業員であること
- 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと
- 3. 年会費の未払いがないこと
- 4. 資格審査において承認を得た後、登録者変更料を入金すること

必 要 書 類

- ① 会員証書 紛失の際は書類に紛失の☑マークを入れて頂く
 - ② 入会申込書
 - ③ 登録者変更申請書
 - ④ 新登録者の顔写真2枚 タテ4cm×ヨコ3cmのもの
 - ⑤ 入会申込に伴う誓約ならびに推薦保証書
 - ⑥ 資格審査票
 - ⑦ 預金口座振替依頼書 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印
 - ⑧ 法人の印鑑証明書
- ※印鑑証明書は発行後3カ月以内のものを有効として扱います。

アコーディア・ゴルフ別紙 4 変更手続き要項

住 所 変 更 手 続

- 1. 個人会員の場合 住所・所在地に変更があった際は、ゴルフ場または本社会員管理課にご連絡を頂き、変更のお申し出をお願いいたします。
 - 2. 法人会員の場合 住所・所在地に変更があった際は、ゴルフ場または本社会員管理課にご連絡を頂き、変更のお申し出をお願いいたします。
 - 3. 登録者が自宅住所を変更した場合は、ゴルフ場または本社会員管理課にお申し出をお願いいたします。
- ※なお、商号変更があった際は「名称（商号）変更届出書」、「会員証書」、商号変更履歴が確認できる「商業登記簿謄本」、「印鑑証明書」の提出をお願いいたします。

氏 名 変 更 手 続

- 1. 本要項に記載の必要書類をご提出ください。
- 2. バックタグを作成希望の場合は有償にて承っております。ゴルフ場スタッフまでお問合せください。

必 要 書 類

- ① 会員証書
 - ② 名称（商号）変更届出書（実印の捺印）
 - ③ 印鑑証明書
 - ④ 氏名変更の履歴が記載されている戸籍の全部事項証明書または個人事項証明書
- ※印鑑証明書、商業登記簿謄本、戸籍の全部事項証明書または個人事項証明書は発行後3ヶ月以内のものを有効として扱います。

アコーディア・ゴルフ別紙 5 休会手続要項

手 続

1. 本要項に記載の必要書類をご提出ください。
- ※ 法人会員および年会費の未払いがある個人会員は、申請を受理できません。
 - ※ 休会中は会員としてのご利用はできません。申請事由が解消した場合は、速やかに休会撤回届をご提出ください。
 - ※ 休会中の年会費は免除ではなく、休会年会費が発生いたします。
 - ※ 休会が解除された場合、通常年会費と支払い済みの休会年会費との差額、また休会を撤回した時点から当年度12月末日までの期間を勘案して、月割り分の年会費を会社から請求いたします。

必要書類

- ① 休会承認願
- ② 下記の申請事由を証する疎明書類

申請事由	添付書面（いずれか1通）
病気・怪我等の長期療養（内容による）	医師の診断書
遠隔地への転勤・転居（150 km圏外）	住民票の写し、転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等

※住民票の写し等をご提出いただく場合は、住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。
※休会は申請の翌事業年度から1年間適用するものとする。尚、休会撤回の申し出があるまで毎年自動更新するものとする。
※支払い済の休会年会費は如何なる理由があっても返還しないものといたします。

アコーディア・ゴルフ別紙 6 退会手続き要項

手 続

1. 本要項に記載の必要書類をご提出いただいた後、審査を経て結果をご通知いたします。
- ※ 退会申請が翌年1月1日以降となる場合は、翌年分の年会費をお支払ください。
 - ※ 別権利者（担保権者、質権者等）がいる場合には、退会できません。
 - ※ 未収年会費がある場合は、預託金と相殺させていただきます。
 - ※ ゴルフ場または本社にて退会申請書を受領した日を退会受付日とし、その日を以て会員は会社及びクラブに対する一切の権利義務を失うものとする。

必要書類

- ① 退会申請書
 - ② 会員証書 紛失の際は書類に紛失の☑マークを入れて頂く
 - ③ 印鑑証明書 法人会員の場合は法人のもののみ
 - ④ 商業登記簿謄本 法人会員の場合のみ必要（個人会員の場合は戸籍謄本）
- ※ ④については「氏名変更の届け出が無く変更していた」場合、また法人については「商号変更」をしていない場合に必要になります。
※ 印鑑登録証明書、履歴事項全部証明書は発行後3ヶ月以内のものを有効として扱います。

書類送付先	〒110-0015 東京都台東区東上野 1-16-1 （株）平和本社ビル 株式会社アコーディア・ゴルフ 会員管理課
連絡先	電話 050-1807-0220 FAX 03-3873-8700

グランドステータス制度取扱規則

（目的）

第1条 この規則は、会則第5条第1項に基づき定めるグランドステータス会員の取扱いについて規定いたします。

（グランドステータス会員）

第2条 以下の条件を満たす会員は、自身の会員権を三親等以内の親族へ譲渡する場合に限り、第3条の手続きによりクラブに対してグランドステータス制度の利用を申込むことにより、グランドステータス会員となることができますものとします。

- ① 入会后3年経過、満60歳以上の個人会員
- ② 年会費未払い等の問題がないこと
- ③ 資格審査において承認を得た後、別に定める事務手数料を入金すること

（申し込み手続き及び登録）

第3条 グランドステータス制度取扱規則（以下本規則という。）を確認のうえ、三親等以内の親族への会員権譲渡、名義書換書類一式と併せ、以下の必要書類に署名・捺印のうえ提出することでグランドステータス制度への申込みとし、その登録は三親等以内の親族が会員として登録される日と同日付とします。

- ① グランドステータス申込書（終身登録会員）
- ② 入会者と譲渡人が3親等以内である関係が分かる戸籍謄本

（グランドステータス会員の種別）

第4条 グランドステータス会員の種別は、以下のとおりとします。

- ① 終身登録正会員
 - ② 終身登録平日会員
 - ③ 終身登録週日会員
2. グランドステータス会員の申込みに際して、正会員権を三親等以内の者に譲渡（生前贈与）する場合は終身登録正会員、終身登録平日会員、終身登録週日会員の種別の選択が可能とします。また、グランドステータス会員登録後の終身登録正会員から、終身登録平日会員・終身登録週日会員への変更も可とします。
3. グランドステータス会員の申込みに際して、平日会員権を三親等以内の者に譲渡（生前贈与）する場合は、グランド平日会員にのみ申込みが可能とします。
4. グランドステータス会員の申込みに際して、週日会員権を三親等以内の者に譲渡（生前贈与）する場合は、グランド週日会員にのみ申込みが可能とします。

（グランドステータス会員の権利義務）

第5条 グランドステータス会員の権利義務は、以下のとおりとします。

- ① グランドステータス会員の地位は一身専属かつ譲渡不可とします。
- ② グランドステータス会員のプレーフィは、会員と同一料金とします。
- ③ グランドステータス会員はその種別に応じてクラブを会員として利用できるものとします。終身登録正会員は会則の正会員の利用可能日に施設を会員として利用ができ、終身登録平日会員は会則の平日会員の利用可能日に施設を会員として利用でき、終身登録週日会員は会則の週日会員の利用可能日に施設を会員として利用できるものとします。
- ④ グランドステータス会員はその種別に応じてクラブ競技に参加可能といたします。終身登録正会員は会則の正会員と同じクラブ競技に参加可能とし、終身登録平日会員は会則の平日会員と同じクラブ競技に参加が可能とし、終身登録週日会員は会則の週日会員と同じクラブ競技に参加が可能とします。
- ⑤ グランドステータス会員はその種別に応じてクラブへ年会費を支払うものとします。但し、グランドステータス会員となった翌事業年度から、年齢に応じて割引を適用するものとします。

- ・満 60 歳以上 70 歳未満の会員は年会費を 25%割引くものとします。
- ・満 70 歳以上 80 歳未満の会員は年会費を 50%割引くものとします。
- ・満 80 歳以上の会員は年会費を免除とします。"

⑥ グランドステータス会員は休会制度の適用外とします。

⑦ グランドステータス会員は会則および本規則を遵守するものとします。

(ペア登録会員)

第 6 条 グランドステータス会員は、グランドステータス制度への申込みの際、第 7 条の手続きにより二親等以内の親族 1 名をペア登録会員として登録することができるものとします。

2. グランドステータス会員の在籍中に限り、一回のみペア登録会員の変更を認めるものとします。

(ペア登録会員の申し込み手続き及び登録)

第 7 条 本規則を確認のうえ、グランドステータス制度への申し込みの際に以下の書類を併せて提出することでペア登録会員の申し込みとし、その登録はグランドステータス会員の登録と同日付とします。

① グランドステータス (ペア登録会員) 申込書

② グランドステータス会員とペア登録会員が二親等以内の親族である関係が分かる戸籍謄本

③ ペア登録会員の変更の場合は、①に代わりペア登録会員変更申請書の提出と、別に定める事務手数料

(ペア登録会員の権利義務)

第 8 条 ペア登録会員の権利義務は、以下のとおりとします。

- ① ペア登録会員の地位はグランドステータス会員の権利に基づくものとし、グランドステータス会員が退会した場合は自動的にその地位を失うものとします。
- ② グランドステータス会員が死亡により資格を喪失してから一年以内にペア登録会員が市場で会員権を購入し名義書換により正会員となる場合は、別に定める事務手数料の支払いにより名義書換を可能とします。但し、正会員としての入会の為、グランドステータス制度に基づく年齢に応じた年会費の割引は対象外となります。
- ③ ペア登録会員のプレーフィは、グランドステータス会員と同一料金とします。
- ④ ペア登録会員は、グランドステータス会員の種別に応じてクラブを会員として利用できるものとします。
- ⑤ ペア登録会員は、会員を対象とするクラブ主催の競技、その他の諸行事に参加できません。
- ⑥ ペア登録会員は、グランドステータス会員の種別に応じてクラブへ年会費を支払うものとします。但し、満 60 歳となった翌事業年度から、年齢に応じて割引を適用するものとします。
 - ・ 満 60 歳以上 70 歳未満の会員は年会費を 25%割引くものとします。
 - ・ 満 70 歳以上 80 歳未満の会員は年会費を 50%割引くものとします。
 - ・ 満 80 歳以上の会員は年会費を免除とします。"
- ⑦ ペア登録会員は休会制度の適用外とします。
- ⑧ ペア登録会員は会則および本規則を遵守するものとします。

(グランドステータス会員の資格喪失)

第 9 条 以下の場合、グランドステータス会員は自動的にその資格を失います。

- ① 退会の申出をしたとき。
- ② 死亡したとき。
- ③ 除名されたとき。

(グランドステータス会員の募集期間)

第 10 条 会社は、会員が快適にクラブの利用ができる範囲でグランドステータス会員の募集を行うものとします。

(改廃および疑義)

第 11 条 本規則の改定は会社の決議において行なうものとします。また、本規則の施行に疑義が生じた場合は、会社の裁定により解決を図るものとします。なお、本規則の廃止については理事会の決議により会社の同意を得て行なうものとします。

(施行)

第 12 条 本規則は 2027 年 1 月 1 日より施行します。